

1. マンション管理業における個人情報保護ガイドライン 新旧対照表（改定箇所）

改 定 後	現 行
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>（適用範囲）</p> <p>第2条 このガイドラインは、会員が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動に対して適用する。</p> <p>2 前項にかかわらず、雇用管理に関しては、<u>「雇用管理分野における個人情報個人情報保護に関するガイドライン」</u>（平成24年厚生労働省告示第357号）によるものとする。</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第2条 このガイドラインは、会員が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動に対して適用する。</p> <p>2 前項にかかわらず、雇用管理に関しては、<u>「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」</u>（平成16年厚生労働省告示第259号）によるものとする。</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>第11条 5 会員は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第11条 5 会員は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>四 個人データのアクセスや操作の記録</p>	<p>四 個人データのアクセスの記録</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>（委託先の監督）</p> <p>第13条 会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、<u>事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に起因するリスク</u>に応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（委託先の監督）</p> <p>第13条 会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、<u>事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスク</u>に応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>第13条3 会員は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めるものとする。</p>	<p>第13条3 会員は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めるものとする。</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>八 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲及び損害賠償に関する事項</p>	<p>八 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 このガイドラインは、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 このガイドラインは、平成17年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。</p>

改 定 後	現 行
<p>附 則 (施行期日) 第1条 このガイドラインは、平成25年12月1日から 施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 このガイドラインは、平成27年10月1日から</u> <u>施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 このガイドラインは、平成25年12月1日から 施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>《追加》</u></p>